

# 令和8年度障害者スポーツの競技力向上に係る強化助成実施要綱（案）

## 1 目的

障害者スポーツの競技力の向上を目指して活動する団体や個人に対して、予算の範囲内で強化費を支援する。

## 2 交付基準

	団 体	個 人
助成対象事業	障害者スポーツ選手が所属する競技団体(チーム)が実施する練習、合宿、遠征や大会への参加及び県外チームの招へいのほか、選手の競技力の強化に必要と認められる事業。	中央競技団体が主催、共催または後援する大会において、活動が期待できる選手が実施する練習、合宿、遠征や大会への参加等、競技力の強化に必要と認められる事業。
助成の対象者	全国障害者スポーツ大会で実施されている正式競技の団体(チーム)。 または過去2年間(2024年1月1日から2025年12月31日まで)に中央競技団体が主催する全日本選手権大会において3位以内に入賞した団体(チーム)。	下記①、②の両方の要件を満たす者。 ①：令和8年度に中央競技団体に登録した者(登録予定の者を含む)。 ②-ア：過去2年間(2024年1月1日から2025年12月31日まで)に中央競技団体が主催、共催、後援する大会に出場した選手。 ②-イ：令和6年度、令和7年度全国障害者スポーツ大会に高知県代表として出場した選手。 ※②については、アまたはイのどちらか。  ただし、中学生(中学部生)以下及び県または高知県スポーツ協会が支援する「特別強化選手」は対象外とする。 (助成対象選手が所属するチームまたは競技団体からの申請可)
対象経費	(別紙1)「令和8年度障害者スポーツに係る対象経費(案)」のとおり	
助成額	1団体 200,000円以内	個人1名につき1競技23,000円以内 ただし、介助者同伴を必要とする場合はその介助者に係る経費1名あたり、別途23,000円を上限に助成対象とする。 なお、介助者の人数は都度協議する。
対象期間	助成決定日から令和9年3月20日まで	

※中央競技団体が、登録制度を設けていない場合、対象となる期間に中央競技団体が、主催または共催する大会(全国障害者スポーツ大会を含む)に出場したことで交付基準を満たすこととする。なお、その場合それを証明できる書類の写しを提出すること。

※中央競技団体が無い競技については、対象となる期間の全国障害者スポーツ大会に出場したことで交付基準を満たすこととする。

## 3 申請書類

### ■団体・個人共通

- (1) 申請書(第1号様式)
- (2) 活動計画書(第2号様式)
- (3) 収支予算書(第3号様式)

### ■団体

全国障害者スポーツ大会正式競技の団体(チーム)以外の団体(チーム)は、上記「交付基準」に規定する過去2年間に中央競技団体が主催する日本選手権大会で3位以内に入賞したことが証明できる書類の写し

### ■個人

- 令和8年度に中央競技団体に登録していることが証明できる書類(登録証、会員証、登録料振込時の領収書等のいずれか)の写し  
申請時に登録手続きが終わっていない場合は、申立書を提出し登録後速やかに証明

できる書類(登録証、会員証、登録料振込時の領収書等のいずれか)の写しを提出すること

書類の提出がない場合は、助成決定を取り消す場合があるので留意すること

- ・上記「交付基準」に規定する過去2年間に中央競技団体が主催、共催または後援する大会に出場したことを証明できる書類の写し  
※全国障害者スポーツ大会の出場者は、提出の必要はありません。

#### 4 提出期限と送付先

提出期限 第1回：令和8年3月14日(土)まで  
第2回：令和8年5月9日(土)まで  
最終：令和8年7月4日(土)まで

送付先

〒781-0313 高知市春野町内ノ谷1-1  
高知県立障害者スポーツセンター 助成担当 北村昌也あて

#### 5 助成対象者の決定

選考会において審査し、その結果を申請者に通知します。  
助成決定の予定は、各提出期限から約一月後となります。

#### 6 助成金の概算請求について

交付決定後、助成金の概算払を希望する場合は、概算払請求書を提出することができます。

#### 7 事業報告

##### (1) 事業完了時

- ・事業完了の日から30日以内または当該年度の3月20日までのいずれか早い日に下記の書類を高知県立障害者スポーツセンターまでご提出下さい。

提出書類 ・活動実績報告書(第4号様式) ・収支決算書(第5号様式)  
・領収書綴(第6号様式) ・請求書(第7号様式)

##### (2) 助成金の返還

次のいずれかに該当すると認めるときは一部または全額の返還を命ずることができる。

- ①助成金を目的以外の用途に使用した場合
- ②その他不正な手段により助成金の交付を受けた場合
- ③下記別表に掲げるいずれかに該当すると認められた場合

(別表)

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。)であるとき</li><li>(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。</li><li>(3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ)が暴力団員等であるとき</li><li>(4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき</li><li>(5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき</li><li>(6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき</li><li>(7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき</li><li>(8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき</li><li>(9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき</li><li>(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき</li></ol> |
|---|